

山梨県危機管理対策本部（特定家畜伝染病対策本部）設置要綱

（設置）

第1条 本県で特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第3条の2に定める疾病のうち、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに知事が必要と認める疾病（以下「特定疾病」という。））が発生した場合に、法に基づく防疫措置を全庁あげて迅速かつ的確に実施し、まん延防止と早期撲滅を図るため、山梨県危機管理対策本部（特定家畜伝染病対策本部）（以下「県対策本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 県対策本部は、次の各号に掲げる事務を所掌するものとし、詳細は別に定めるものとする。

- （1）特定疾病発生に関する情報収集及び分析に関すること。
- （2）特定疾病発生に対する防疫対策の決定及び実施に関すること。
- （3）関係機関との連絡調整に関すること。
- （4）県民等に対する情報提供に関すること。
- （5）その他特定疾病発生事案に対応するための重要事項に関すること。

（組織）

第3条 県対策本部は、別表に掲げる者（以下「本部員」という。）をもって組織する。

- 2 県対策本部には、県対策本部長（以下「本部長」という。）、本部長代理、副本部長を置く。
- 3 本部長は知事をもって充て、県対策本部を統括し、本部職員を指揮監督する。
- 4 本部長代理は副知事を、副本部長は農政部長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

（県対策本部員会議）

第4条 県対策本部員会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長が必要と認めたときは、県対策本部員会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 県対策本部の事務局は、農政部に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年1月10日から施行し、令和5年10月23日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

本 部 長	知事
本部長代理	副知事
副 本 部 長	農政部長
本部員	<p>公営企業管理者</p> <p>教 育 長</p> <p>警察本部長</p> <p>感染症対策統括官</p> <p>人口減少危機対策本部事務局長</p> <p>高度政策推進局長</p> <p>総合県民支援局長</p> <p>新価値創造推進局長</p> <p>地域デザイン・新交通基盤推進局長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>防 災 局 長</p> <p>福祉保健部長</p> <p>森林環境部長</p> <p>産業政策部長</p> <p>観光文化・スポーツ部長</p> <p>県土整備部長</p> <p>会計管理者</p>